

# 第23回郡山市子ども・子育て会議 会議録

## 【日時】

平成30年5月31日（木）午後2時00分～午後3時40分

## 【場所】

郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室

## 【次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 平成30年度「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」実施計画の進行管理について
  - (2) 平成30年度「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」に係る目標設定等について
  - (3) その他
- 4 その他
  - (1) 郡山市まちづくり基本指針について
  - (2) 郡山市少年センターの移転について
  - (3) ひとり親家庭の支援体制の強化及び母子生活支援施設（ひまわり荘）について
  - (4) 認可保育施設〈申込・待機児童数〉の推移について
- 5 閉会

## 【出席委員】

12名（敬称略）

滝田 良子、吾妻 利雄、佐藤 俊幸、佐藤 広美、菅野 哲哉、隅越 誠、田中 喜仁、蛭田 さゆり、保住 キミ、峯 淳子、安田 洋子、吉田 みね

## 【欠席委員】

8名（敬称略）

平栗 裕治、遠藤 将、大川原 順一、太神 和廣、大槻 一雄、大和田 新、福内 浩明、増子 静江

## 【事務局職員】

16名

こども部：佐久間 信博（部長）、熊田 仁（部次長兼こども未来課長）、橋本 裕樹（部次長）、  
こども未来課：井上 高志（課長補佐）、石田 佐和子（こども企画係長）、伊東 惣市（主任主査兼青少年・  
放課後児童育成係長）、今井 辰哉（こども企画係主任）、木村 祥一（こども企画係主査）  
こども支援課：滝田 昌宏（課長）、穴戸 美恵子（課長補佐）、柳沼 洋史（主任主査兼こども家庭相談セン  
ター所長）  
こども育成課：松田 信三（課長）、伊東 洋祐（課長補佐）、橋本 徹（主任主査兼保育所管理係長）、結城 弘勝  
（主任主査兼保育事業支援係長）、小松 究（主任主査兼保育認定係長）

## 【配布資料】

- ・資料1 平成30年度「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」実施計画
- ・資料2 平成30年度「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」の目標設定等について
- ・資料3 あすまちこおりやま【公共計画編】概要版 郡山市まちづくり基本指針
- ・資料4 郡山市少年センターの移転について
- ・資料5 ひとり親家庭の支援体制の強化及び母子生活支援施設（ひまわり荘）について
- ・資料6 認可保育施設〈申込・待機児童数〉の推移について

## 1 開会

(事務局：井上補佐)

定刻となったので、ただ今より「郡山市子ども・子育て会議」を開催する。

本日は20名中12名の委員が出席しており、郡山市子ども・子育て条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを報告する。

また、新たに委員になられた方がいるので紹介する。

【新たに委員に就任した、遠藤将委員、佐藤俊幸委員、蛭田さゆり委員を紹介し、本日出席している佐藤委員、蛭田委員から挨拶がある。】

【事務局職員の異動について、代表して佐久間部長が挨拶をする。】

## 2 会長あいさつ

【滝田会長から以下のとおり挨拶がある。】

- ・議事の1にある内容が、私たち委員が市民の皆様にとって代わって審議し、行政は国や県の財源を活用し実施しているが、実践側の意見では委員の皆様が分かっていると思うので、忌憚のない意見をお願いしたい。
- ・重要な会議なので、委員の皆様には万障繰り合わせの上出席してほしい。  
毎回、会議の成立・不成立について心配しており、本日、1年間の予定が配布されているので検討いただき、子どもたちのための代表だという認識で1年間お願いしたい。

## 3 議事

【議事の前に、事務局：井上補佐から本日使用する資料の確認がある。】

【傍聴希望者が1名おり、「郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領」では会長が許可することとなっていることから、滝田会長にお諮りし許可を得る。】

<傍聴者が入室する。>

(事務局：井上補佐)

それでは「議事」に移るが、以降の会議の進行については、郡山市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、滝田会長に議長をお願いする。

(滝田会長)

それでは、議長を務めさせていただく。

早速だが、項目1「平成30年度「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」実施計画の進行管理について」事務局から説明願う。

【事務局：今井主任から、資料1に沿って説明がある】

(滝田会長)

事務局からの説明のとおり、進捗状況については◎、○、△、×という評価をしている。

また、郡山市として皆様の御協力をいただき、子ども条例を制定したところであり、それらに基づいて考えていくということなので、それらを踏まえて御意見等いただければと思う。

(菅野哲哉委員)

説明の中で、改訂作業としてニーズ調査を行うということだが、それらは32年度以降の事業についてのものなのか。

(事務局：今井主任)

次のプラン策定のためのニーズ調査となる。

(菅野哲哉委員)

29年度までの評価を踏まえて、31年度の計画を策定していくということですか。

(事務局：木村主査)

プランについては31年度までのものとなっている。今後、国の方から示される予定のものは32年度以降の第2期のものとなる。

31年度までは今のプランに基づき、このような進行管理を行っていく。

(菅野哲哉委員)

今、我々が意見を言って31年度の計画に反映されることはあるのか。

(事務局：木村主査)

委員の皆様から御意見をいただく内容としては、私どもが行った評価について「このような実績に対してこの評価はどうか」というものになる。実施計画の基となっているプランについては平成27年度から5年間のものとして策定しており、毎年プランに基づく計画を立て、実績を評価し、次の計画を立てるという流れで行っている。

実績に対して30年度の計画がどうかという御意見があれば、31年度の計画策定に反映する可能性はある。

(吾妻利雄委員)

38頁に新規事業とあるが、ニコニコ子ども・子育てプランの実施計画に追加されたということですか。また、この事業は31年度までにやり切れるという認識でいいのか。

(事務局：今井主任)

今回、セーフコミュニティ推進事業を新規事業として計上しているが、現在進行中のプランの成果を上げるための1つの事業という位置づけで実施計画に追加している。

セーフコミュニティ推進事業は、今後も引き続き市民の安全・安心のために実施していくので、31年度で何らかの成果を出すというのではなく、継続して行っていくものと考えている。

(安田洋子委員)

4頁の(6)保育所児童カウンセリング事業とその下の障がい児保育に関して、カウンセリング事業については、件数も多く要望もあると聞いている。

障がい児保育事業の中にも保育所訪問というものがあり、類似している事業があるが事業間の連携はどのようになっているのか。

(事務局：橋本係長)

カウンセリング事業では、保育所に入所している児童、集団保育の中で気になったお子さんに対して臨床心理士を派遣してどのように保育を行っていくのかというカウンセリングを行っている。

28年度までは認可保育所のみで行っていたが、29年度からはそれに加えて認可外保育施設と幼稚園を対象を拡大して事業を行っている。

また、障がい福祉課で行っている障がい児保育事業は、障害認定を受けた子が通っている保育所等に対して専門のスタッフが保育所のスタッフと相談しながら保育の仕方を考えていくというものである。

似たような事業を県でも同様の事業を行っているが、それらの対象児童・対象施設についてはこちらで把握し、極力重ならないようにしながら事業を行っている。

また、自立支援協議会でも情報交換させていただき、情報共有しながら事業をそれぞれ実施している。

(安田洋子委員)

(7)の障がい児保育については、認可保育施設での実施と書いてあるが、公立保育所では行っていないのか。

(事務局：橋本係長)

認可保育施設には民間の認可保育施設に加え、公立保育所も含まれている。

(菅野哲哉委員)

15頁、心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供について、スクールカウンセラー配置事業及び適応指導事業について、どちらも評価が◎となっているが、評価の指標については、どのような考えで行っているのか。

(事務局：木村主査)

評価の指標については、前年度の計画に基づいてどのような実績を出せたのか、先ほど事務局から説明したが、計画どおり実施できた◎、ほぼ計画どおりできた○、遅れている△、実施していない×、の4パターンに分けて事業を実施している所属において自己評価を行っている。

数値目標が一番分かりやすいが、数値で表すのが難しいものについては数値を記載していないが、そういった事業は担当課が実施状況に基づき評価を記載している。評価の基準としては先ほど申し上げたとおりである。

(菅野哲哉委員)

実施件数について評価対象とすることはわからなくもないが、スクールカウンセラーの配置について、配置ただけで評価するという時期は過ぎたのではないか。

スクールカウンセラーが配置されていても、カウンセリング以降の時間がないと結果について担任の先生との共有など質的な成果が上がらないなど、課題が見えてくると考えている。

現場や保護者のニーズを捉えて、いかに質的に上げ、効果的にできるような手法を加味する指標はないのか。31年度に反映できるのか、それ以降になるのか分からないが、ぜひ検討していただきたい。

(事務局：木村主査)

数値目標、分かりやすい指標というものを今年度の評価及び次年度以降の計画に反映できるよう所管課に伝えていく。

(田中喜仁委員)

ワーク・ライフ・バランスについては、我々連合としても進めていることであり関心あるが、23頁の大学生インターンシップ事業については、学生が職業体験をしていると思うが、体験の期間はどのくらいなのか。

(事務局：木村主査)

期間については把握していないため、確認して後ほど回答する。

(隅越誠委員)

事業数が多いので、職員は多忙で大変だと思われるが実際はどうか。

例えば虐待の件など児童相談所も忙しいと聞かすが、連携などはうまくとれているのか。

色々な関係の方から相談があり、その都度対応いただいていると思うが、その後はどうなっているのか。

(事務局：柳沼所長)

こども家庭相談センターは、児童相談所と連携しながら虐待を含めた様々な相談に対応しているとともに、「要保護児童地域対策協議会」という組織があり、警察署や小中学校、児童相談所、民生委員・児童委員の方々と個別の事例に対して勉強しながら、解決策を探っている。

様々な相談があるが、どの時点をもってその事案が終了かということ判断するのが難しいが、今後も関係機関と連携しながら、郡山市から虐待が1件でもなくなるよう対応していきたい。

(保住キミ委員)

24頁、育パパサポート奨励事業というものがあるが、28年度は計画が20名となっていたが、29年度以降は8名と下がっている。

28年度は実績1名、29年度は6名と増加しているが、この整合性についてどのように計画を立てているのか。

(事務局：木村主査)

確認して後ほど報告する。

(滝田会長)

続いて、議事の(2)に移る。

「平成30年度「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」に係る目標設定等について」事務局から説明願う。

【事務局：今井主任及び伊東係長から、資料2に沿って説明がある】

(滝田会長)

ただいまの事務局からの説明について、質問等あるか。

(佐藤俊幸委員)

学習や読書を行っているとの説明だが、安全管理員の指導のみで行っているのか、それ以外にも人的な支援があるのか。

(事務局：伊東係長)

基本的には安全管理員のみで、地域のボランティアが3名体制で行っており、学校帰りに概ね1時間程度自主学習、読書活動などを行っている。

それ以外にも学生ボランティアなどが追加で実施する場合もある。

(保住キミ委員)

安全管理員というのは何か資格を持っている方がボランティアを行っているのか。

(事務局：伊東係長)

これとは別に「放課後児童クラブ」という事業があるが、それは資格を持った方を含めた人員体制で行っているが、子ども教室については、基本的には地域のボランティアに行っている。また、中には教員だった方などもいるが、基本的には資格を問わずお願いしている。

そのため、児童クラブは基本2名体制で行っているところ、地域子ども教室は3名体制で安全確保に努めている。

(菅野哲哉委員)

登録児童数については、どのくらいの割合なのか。

こういったニーズの方が登録しているのか。

(事務局：伊東係長)

子ども教室については、基本的に児童クラブを開設していないと小学校、比較的小規模校で実施しており、入会している児童の割合は比較的多い。

児童クラブについては、保護者が就労している児童のみを対象としているが、子ども教室はすべての児童を対象としており、希望者は入会できる。

(佐藤俊幸委員)

安全管理員の高齢化が進んでいるということを知りますが、市の方で人的配置等をする考えはあるのか。

地域の中で安全管理員を見つけることが難しくなっている地域もあると思うがどうか。

(事務局：伊東係長)

安全管理員については、基本的に地元のボランティアの方ということで、60歳以上の方、退職された方が中心で、地域によっては高齢の方が多いということもあり、地域によっては苦慮しているところもあるが、地域の方に声かけをさせていただき対応している。

現在のところは充足しているが、引き続き安全管理員の確保に努めていく。

(事務局：熊田次長兼課長)

子ども教室の成り手については伊東が説明したとおりだが、放課後児童クラブについては全学校を目標に設置していきたいと考えており、子ども教室の成り手については、児童クラブが設置されれば解消されると考えている。

また、児童クラブの支援員については、今年度から臨時職員の任用形態としており、概ね55歳までということで募集をかけているので、高齢化問題については解消の方向に向かうと考えている。

(滝田会長)

続いて議事(3)「その他」について委員の皆様から何かあるか。

【特になし】

(滝田会長)

事務局から何かあるか。

(事務局：木村主査)

先ほど保住委員からの御質問について確認がとれたので報告する。

資料24頁、育パパサポート奨励事業について担当課に確認したところ、28年度から開始した事業であり、20名で計画し事業の周知を図ったが、実績が1名だったということで、計画値を再設定したとのことであった。29年度については、市の周知等により実績が6名に増加したということであった。

(保住キミ委員)

男性の協力というのは、出産・育児において非常に大きな力となってくるので大事だと考えている。

周知により1名から6名と増加しているのので、今後も増えるような働きかけを行っていただければと考えており、8名という枠を少しでも増やしていただき、よりよい環境をつくることで子どもの数が増えていければと思うので、御配慮いただきたい。

(事務局：木村主査)

いただいた御意見を所管課に伝える。

(滝田会長)

それでは全ての議事が終了したので、議長職を解かせていただく。

#### 4 その他

(事務局：井上補佐)

本日「その他」として4件予定している。

はじめに、「(1)郡山市まちづくり基本指針について」説明する。

【事務局：今井主任から、資料3に沿って説明がある】

(事務局：井上補佐)

ただいまの事務局からの説明について、御意見や御質問はあるか。

【特になし】

(事務局：井上補佐)

次に、「(2)郡山市少年センターの移転について」説明する。

【事務局：熊田次長兼課長から、資料4に沿って説明がある】

(事務局：井上補佐)

ただいまの事務局からの説明について、御意見や御質問はあるか。

(菅野哲哉委員)

これはお知らせという認識でよいか。

少年センター移転について、メリットの3つ目、SNS上についても対応していくということだと思うが、郡山市においてはネットパトロール的な取組は行っているのか。

(事務局：熊田次長兼課長)

本市でネットパトロールという具体的な取組は実施していないが、各高校等でネット上のいじめに悩んでいる中、日大東北高校ではSNS専門の業者に委託して行っていると聞いている。

(菅野哲哉委員)

郡山市としては専門の部署はないということでよいか。

少年センターが地域の公民館に移動するというのであれば、人的な配置の問題もあるが、そろそろそういったものに取り組みられてもよいのではないか。

学校関係者も学校単体で行うのは難しく、人的なスタッフもいない中で、市として取り組んでいただきたい。各学校の生徒指導担当と少年センターは関わりがあるので、情報共有をしていただくと大変ありがたい。

(事務局：熊田次長兼課長)

来年4月1日の移転となるため、相談体制等を含めて検討していきたい。

(事務局：井上補佐)

次に、「(3) ひとり親家庭の支援体制の強化及び母子生活支援施設（ひまわり荘）について」説明する。

【事務局：滝田課長から、資料5に沿って説明がある】

(事務局：井上補佐)

ただいまの事務局からの説明について、御意見や御質問はあるか。

(滝田会長)

ひまわり荘については、昭和22年の児童福祉法38条で示されたもので、昭和31年の売春防止法に基づく建物であり、女性の自立・自活を目指した施設として、当時、郡山市は全国に先駆けて行ったものだと考えている。

老朽化が進んでおり、38部屋中3部屋しか使われていないことは分かるが、女性の自立・自活を考えた時に、あちこちに点在した窓口を利用するというのがどうなのか。

元々「母子寮」の名称が変わって「母子生活支援施設」となっているが、15歳未満の子どもを抱えた母親が養護施設に預けないという声も聞いている。

それは、この施設で一体的に支援を行うことが出来たからであり、入居者が少ないということはあるが機能は活かされるべきだと思う。

福島市の施設に移送することも1つの手段だと思うが、一体的にできるということについて部長の見解を伺いたい。

(事務局：佐久間部長)

ひまわり荘については児童福祉法に基づく施設で、こういった施設を設置しなければならない規定となっているが、「この機能に代わるものがあればこの限りでない」とされている。

県には「福島県女性のための相談支援センター」というものがあり、DV関係の法律で規定されている一時避難所としての機能と、ひまわり荘と同じく母子生活支援施設としての機能を有している。

DV関係の一時保護について、市は一時保護するという法律になっておらず、法的なブロックもかけられないため、配偶者からの暴力に対しては現在のやり方でやるしかないと考えている。

生活支援の施設については、これに代わるものがあればかまわないため、市町村レベルでは約1,700中、220施設位しかなく減少傾向にある。

これは、制度ができた当時と異なり様々な支援制度が確立してきたからだと考えている。

ひまわり荘についても、住居の代替機能として市営住宅を優先的に母子家庭に保証人なしでも入居できるような制度を考えている。

現在のひまわり荘は共同浴場で部屋も狭く、なおかつ過度な干渉には当たらない程度に生活指導を行っており、住環境に関しては今よりも良くなると考えている。

また、市営住宅も小山田団地や希望ヶ丘団地を想定している。

本来であれば、生活支援ということから1年程度の期間を区切って自立していただくことが本来の目的と考えており、県では期限を区切って行っているが、本市では5年や7年など長期で入っているケースがあり、「自立支援」という視点から見るとどうなのかという思いもある。

併せて、この施設は指定管理者によって運営されており、今のタイミングで方向性を出すのが望ましいと考えている。

今、利用されている方については住環境は現状よりも良くなり、市営住宅に移った場合でも市から指導員が訪問させていただくことで自立支援につなげることから、機能的には残り、住環境は改善されると考えている。

母子家庭も郡山市では1万世帯位あり、市営住宅に入っている方も大勢いるので、そういった方との公平性を考えても、これまでのように少し特別な場所にいるよりは、地域の中で生活することが自立には大事だと考えている。

(滝田会長)

一時保護でDVの方であれば福島市の方へということでもいいと思うが、1泊2日程度留めて置いてという場合でも市営住宅の利用は可能なのか。

(事務局：佐久間部長)

そういった場合は、社会福祉課の貸付制度なども活用できるし、福島の施設はDV保護という面が強いが、生活支援施設という面もある。

また、県の制度を活用して市内のホテルに泊まっただき、次の日に福島や別の施設に行くということも可能である。

(安田洋子委員)

資料1の18頁に市営住宅の優先入居について記載があり、募集が12戸に対して48件の申込みとあるが、現実には母子家庭で市営住宅に入りたくても入れないという状況ではないのか。

(事務局：滝田課長)

市営住宅の募集は毎月行っており、その中で基本的には1件、母子世帯の優先枠を確保しており、年間では12戸であるが、今回考えているのは既存の優先枠とは異なり、我々がこの方は市営住宅に入居していただくことが必要だと判断した場合に、その時点で住宅に空きがあれば別枠で随時入居することができることを考えている。

(事務局：井上補佐)

次に、「(4) 認可保育施設〈申込・待機児童数〉の推移について」説明する。

**【事務局：松田課長から、資料6に沿って説明がある】**

(事務局：井上補佐)

ただいまの事務局からの説明について、御意見や御質問はあるか。

**【特になし】**

(事務局：井上補佐)

次回の開催予定については、今年度の開催予定表を配布しているが、8月の最終木曜日、8月30日(木)午後2時からを予定しているをお願いしたい。

## 5 閉会

(事務局：井上補佐)

以上を持って、第23回郡山市子ども・子育て会議を終了する。

以上